



祭文を奏上する山本卓眞理事長



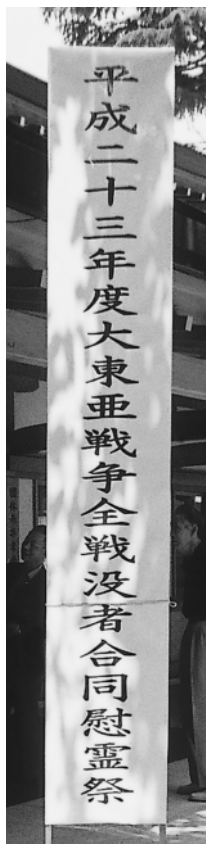
国歌「君が代」斉唱

この日は薄曇りながら爽やかな緑の内に溢れているように感じられた。

エーデ合唱団(指揮・大穂孝子氏)に

今年も昨年に引き続き、JYMA(日本青年遺骨収集団)の若い男女学生達が朝早くから受付・案内・設営などの応援に駆け付けてくれ、澁刺としたその活動振りに老兵達は元氣付けられた。

今年も昨年に引き続き、JYMA(日本青年遺骨収集団)の若い男女学生達が朝早くから受付・案内・設営などの応援に駆け付けてくれ、澁刺としたその活動振りに老兵達は元氣付けられた。



題字揮毫・故 瀬島龍三氏

第 23 号

公益財団法人 大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会

〒105-0014 港区芝2-5-19
TAビル 4 階

電話 03 (5730) 0421
FAX 03 (5730) 0422

<http://homepage2.nifty.com/ireikyuu>

振替口座 00140-6-334930

編集人 飯田正能

発行人 柚木文夫

印刷所 ヨシダ印刷株式会社

目次

平成23年度大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭	1
戦没者遺族援護はホームレス対策と同義か	1
遺骨収集の現場から	4
靖国神社霊柩簿からの氏名抹消等請求訴訟	4
事件の東京地裁判決要旨(原告の請求棄却)	5
東日本大震災における米軍の「トモダチ作戦」の原点	6
遺烈	6
モンゴルからの便り	10
事務局からの報告等	13

よる日本の歌シリーズ「故郷」、「椰子の実」など3曲が奉唱され、美しいハーモニーが拝殿一杯に飴した。

その後一同起立し、トランペットの伴奏により「海ゆかば」を斉唱した。合唱並びに斉唱の声は神苑に飴し、爽やかな風に乗って吹き渡り、英霊もさぞや喜びの上、共に声を合わされたことであろう。

終わって、参列者一同は、「国のしずめ」のサキソフォン吹奏（鈴木隆春氏）の中、本殿に昇殿参拝し、玉串を奉奠して英霊奉慰の誠を捧げた。

直 会

式典を終わり、13時30分から、会場を靖国会館2階「玉垣の間」に移し、御来賓、参加団体各代表、賛助会員等約130名が参集して直会が執り行われた。

直会はず、当協議会若木俊博理事の開会の辞に始まり、同理事の司会によって進められた。

当協議会を代表して山本理事長が、本日の合同慰霊祭式典が、滞りなく、厳肅かつ盛会裡に終了したこと、齋行に当たり、参加各団体から受けた絶大なる御支援・御協力に厚く感謝の意を表するとともに、今後とも、慰霊顕彰事業の永続を図るため、一層の御支援

祭 文

本日、ここに、平成二十三年度大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭を挙行するに当たり、謹んで全戦没者の御霊に、慰霊顕彰の言葉を捧げます。

過ぐる大東亜戦争においては、多数の方々が、祖国と同胞の安寧を願ひ、アジアの解放と繁栄を願って、広大な戦域に赴き、北は酷寒の地、南は酷暑瘴癘の地で、陸に海に、また空において、勇敢闘闘して散華されました。その数二百三十四万余柱に及んでおります。家族を故国に残して異国の地に散って逝かれた方々の無念と、一家の柱を失い後に残された御遺族の方々の悲痛を偲ぶとき、今なお、万感胸に迫るものがあります。

今日、我が国、我が国民は、列国に伍して、世界でも屈指の自由と繁栄を謳歌しております。また、アジアの諸民族は独立して、人種平等の基本的道義も確立され、目覚ましい

を賜りたい旨並びに当協議会が進めている慰霊顕彰事業の一つである国内外の慰霊碑の維持管理等の業務を含めて

発展を遂げております。この偉大な歴史的成果は、大東亜戦争で散華された多くの戦没者の方々の、無私の献身によって齎されたものであることを、私たちは決して忘れることは出来ません。

しかしながら今日、平和と繁栄が続く長い歳月の経過の中に、いつしか戦没者に対する敬意と慰霊の心が風化しつつあることが憂慮されます。加えて、最近の世相を眺めますと、公に対する責任感が希薄化し、人倫に悖る行為も多発するなど、国民道義の頹廃が懸念されます。ここにおいて私どもは、戦没者慰霊事業の永続を希い、それを通じて国民道義の作興を図るため、戦没者慰霊諸団体と相諮り、大東亜戦争全戦没者慰霊諸協議会を設立し、この目的のために、共に助け合い支え合うことを誓い合いました。設立後六年を経過した今、参加団体は四十七団体を数え、本日のこの合同慰霊祭は、これら諸団体と共に齋行する運びとなったものであります。

私ども協議会及び慰霊諸団体は、慰霊活動協力の輪を拡げ、戦没者の慰霊顕彰事業の永続を図り、もって国民道義の作興を図るため、今後とも、全力を傾注して参る所存であります。

折しも、我が国は、未曾有の大震災に遭遇し、国を挙げての試練に直面しておりますが、今日に生きる私ども国民一同、一丸となって、先人の方々から託された、この美しい国の復興再建に一路邁進する覚悟であります。ここに、戦没者慰霊諸団体と共に、在天の御霊の安らかならんことをお祈り申し上げますとともに、この苦難の時、どうか私どもにも、なお一層の御加護とご導きを賜りますようお願い申し上げます。

平成二十三年七月九日
戦没者慰霊諸団体を代表して
公益財団法人
大東亜戦争全戦没者慰霊団体
協議会

理事長 山本 卓眞

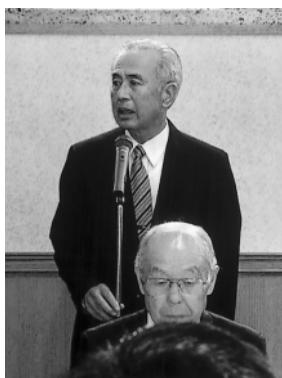
慰霊援護業務の所管を今後厚生労働省から防衛省へ移管ないしは共管とするよう国に働き掛けていく必要性がある旨の挨拶を行った後、御来賓を代表して偕行社志摩篤理事長が挨拶をされ、英霊の心を心とし、共に相携えて国難



直会会場風景



献歌・世田谷コールエーデ合唱団



志摩篤偕行社理事長挨拶



山本卓眞理事長挨拶

を乗り越えたいとの強い決意を表明された。
次いで御来賓の紹介があり、御来賓を代表してつばさ会竹河内捷次会長の御発声により、一同靖國の御霊に献杯した後、懇談会食に移った。
和やかな雰囲気の下に、懇談会食は約1時間に及んだが、その間にJYMA（日本青年遺骨収集団）の学生代表山口美朝君が、JYMAの活動報告と今後の活動方針を遺骨収集の体験談を交えて披露し、若者を代表して今後とも慰霊顕彰を継承してゆく旨の決意を述べ、満場の拍手を受けたことは、誠に力強い限りであった。
また、ジャーナリストで特攻顕彰会理事でもある笹幸恵氏が、主宰している「戦史検定」事業について紹介し、若者達に真実の歴史を認識させ、慰霊顕彰を永続するためにも、事業への御理解と御支援をお願いしたいとの挨拶をされた。



ジャーナリスト・特攻
顕彰会理事笹幸恵氏挨拶



JYMA山口美朝学生代表挨拶

最後は、水交会夏川和也理事長の御発声により、締めくくられる献杯を行った後、司会者の閉会の辞とともに、一同来年の再会を約して解散した。



「海ゆかば」演奏・斉唱



JYMAの学生達

誠に心洗われる思いの合同慰霊祭であった。
(飯田正能記)

戦没者遺族援護は

ホームレス対策と同義か

―戦没者顕彰の念を忘却した
遺族援護と遺骨収集の現場から―

(月刊誌『正論』平成23年9月号
佐波優子氏のレポートより)

産経新聞社発行の月刊誌『正論』平成23年9月号に掲載されたジャーナリスト佐波優子氏の標題レポートを読んだ愕然とさせられた。次に掲記するのは、その一部の要旨である。

昨年、平成22年7月、横浜市に住む戦病死者の遺族井野瑤子さんの元に、「全国戦没者追悼式」への招待状が神奈川県から届いた。毎年8月15日に、厚生労働省が主催し、天皇皇后両陛下の行幸啓を仰ぎ、東京・九段の日本武道館で開催されている、大東亜戦争全戦没者の御霊を慰霊するための追悼式であるが、その案内状の担当部署名を見て驚いた。それは何と神奈川県地域保険福祉部生活援護課の中の「援護・ホームレス対策グループ」と明記されていたからである。ホームレスを差別する気持ちはなくとも、国のために命を捧げた英霊を、「かわいそうな人を助けてやる」といった姿勢で、ホームレスと同視する、これが国自体の先の

大戦に対する否定的な考え方に発しており、英霊に対する敬意や追悼の念は微塵も見られず、遺族の誇りを傷付けて平気な政治や行政の実態なのかと、憤懣やる方ないものがある。

国のために散華された英霊に対して最高の礼をもって処遇するのが世界の常識である。そこでは戦争の勝敗など問題ではない。戦争は悪逆非道なものであるかもしれない。しかし、国のため、家族や愛する人を守るために戦って命を捧げた英霊に感謝と敬意を表するのは世界の常識である。

戦後66年を経た今日、軍人恩給の受給者や遺族の減少と行政の組織再編・スリム化が重なり、戦後処理も合理化・縮小化の一途を辿っている。行政の効率化は一概に否定できないが、戦後処理を扱うのは単なるモノを扱う部署ではない。戦没者への敬意や感謝の念を忘れてはならないはずなのに、職務の遂行が事務的に過ぎていくと、戦友や遺族達から嘆きの声が上がっているというのである。

著者の調査によると、神奈川県担当者は「私達のグループでは、低所得者層の生活保護やホームレスの方々への就労支援、戦没者の追悼や軍人恩給、遺族年金など様々な業務を一緒に扱っています。『援護・ホームレス対策グ

ループ』という名称については、ご遺族からも多くのご指摘があり、配慮が足りなかったと認識しています。今年四月からは『援護グループ』という名称に変更しました」との話であったが、名称が変わっただけで、担当業務内容は昨年と全く同じだという。

全国の自治体の戦後処理をどういった部署が担当しているか、全国47都道府県の担当者に当たって調査したところ、共通して言えることは、担当部署はすべて福祉を担当する部(局)・課にあるということ。実際に担当する係や班レベルの部署は、自治体によって異なり、概ね次の三つに分類できる。

①戦没者や遺族の援護・恩給だけを行う名実共に「援護」業務単独型(北海道、東京都、大阪、京都各府、山形、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、山梨、静岡、愛知、新潟、富山、石川、福井、和歌山、奈良、兵庫、鳥根、鳥取、岡山、広島、山口、高知、愛媛、福岡、大分、宮崎、長崎、熊本、鹿児島、沖縄各県)

②福祉や生活保護といった別の役割も担っている福祉兼務型(青森、秋田、長野、岐阜、三重、滋賀、徳島、香川、佐賀各県)

③名前は「援護グループ」だが、実際はホームレスへの支援など他の業務を

兼ねている名称のみの「援護」単独型(神奈川県)

そして、特に気になったのは、滋賀県健康福祉部健康福祉政策課の平和・援護担当が製作・発行した子供向けシリーズ「戦争なんか大嫌い」である。現在3巻まで出ている冊子で「県民の戦争体験を、次世代を担う子供たちに伝え、戦争の悲惨さや平和の尊さを訴えていくため」に発行したという。例えば「戦争という暴力」という項目では「特攻(特別攻撃)は自分自身を武器にして攻撃するってことだね。戦争のころは、そんなとんでもないことを日本の国は考え、その求めに応じる若い人たちがいた。(中略)戦争は、とてつもなく大きな暴力だと思わないかい(後略)」とある。更に「平和のたまごの物語」というマンガが載っていて、主人公の小学6年生の少女が、おじいさんの戦争体験を聞いて、学校の社会の授業で発表し、クラス全員で平和について考え、地球を模した大きな卵「平和のたまご」の絵を描いて飾り、最後は「戦争を始めるのは大人、大人が始めた戦争に子供達は泣いている。私は戦争なんか大キライな大人になる。平和が大好きな大人になる」と決心した少女の言葉で締めくくられているというのである。(飯田正能記)

靖國神社靈璽簿からの氏名抹消等
請求訴訟事件の東京地裁判決要旨
(原告らの請求棄却―靖國神社
及び国側の全面勝訴)

靖國神社の社報『靖國』第674号
(平成23年9月1日発行)によれば、
在韓の韓国人遺族10名と、合祀手続が
なされた後に生存が確認された原告と
の合計11名が、靖國神社及び国を相手
(被告)として、平成19年2月26日に
東京地方裁判所に提訴した「靈璽簿か
らの氏名抹消等請求」訴訟事件の判決
が、平成23年7月21日、同地方裁判所
で言い渡された。

それによると、原告らの請求はいず
れも棄却され、靖國神社及び国側の全
面的勝訴となった。原告らの請求は、
各親族の戦死の具体的状況の報告、謝
罪文の交付並びに日本と韓国の新聞へ
の謝罪文の掲載、精神的苦痛に対する
損害賠償、被告らの親族に関する国の
靖國神社への戦没者通知の撤回、靈璽
簿、祭神簿及び祭神名票からの原告に
関係する戦没者名の抹消など多岐にわ
たっているが、そのうちの靈璽簿等か
らの氏名抹消請求に関する部分につい
ての判決理由の要旨は以下のとおりで

ある。

一 法的利益の侵害の有無について

何人かをその信仰の対象とし、ある
いは自己の信仰する宗教により何人か
を追慕し、その魂の安らぎを求めるな
どの宗教的行為をする自由は、いかな
る者にでも保障されていると解するの
が相当である。自己の信仰と相容れな
い信仰を持つ者の信仰に基づく行為に
対する不快感や嫌悪感などの宗教上の
感情を直ちに法的利益として認めるこ
とはできない。

二 合祀手続をされた生存原告に受忍
限度を超える侵害があったかどうか
について

被告靖國神社からは、原告に対し、
合祀はあくまでも戦没者の魂をお祀り
するものであり、生存している原告が
祭神として合祀されることはない旨の
説明がなされていること、神社が生存
を確認した後、速やかに原告に対して
謝意を表する書面を送付した上で、当
該原告の祭神簿及び祭神名票に斜線が
引かれて抹消され、「生存確認」の文
言が記入されて訂正手続が取られたこ
と、靈璽簿が靖國神社の教義上極めて
神聖なものとしており、祭神簿及び
祭神名票と同様に非公開で保管されて
いることに照らせば、被告靖國神社の
合祀手続あるいはその後の対応によっ

て原告の人格権又は人格的利益に対し
て受忍限度を超える侵害があったとい
うことはできない。

原告らは判決を不服として、去る8
月3日に本件を東京高等裁判所に控訴
した。

なお、同様の内容の請求訴訟には、
平成18年8月11日に、菅原龍憲氏(浄
土真宗本願寺派僧侶)ら9名が、靖國
神社と国を相手として、大阪地方裁判
所に提訴した「靈璽簿、祭神簿及び祭
神名票からの戦没者の氏名抹消」と、
合祀の継続によって被っている精神的
苦痛に対する損害賠償として各百万円
を請求した訴訟があり、これに対し、
大阪地方裁判所は去る2月26日、原告
らの請求を棄却する判決を言い渡した
が、原告らはこれを不服として、3月
11日、大阪高等裁判所に控訴し、目下
審理中である。

参考として、同判決の理由要旨を掲
げると次のとおりである。

一 原告らの請求の趣旨とする、靖國
神社が遺族の同意もなく戦没者を合祀
し、戦没者を敬愛追慕する原告らの人
格権を違法に侵害しているという主張
に対して「敬愛追慕の情を機軸とする
人格権については、合祀という宗教的
行為による不快の心情ないし靖國神社
に対する嫌悪の感情と評価するほかな

いもので、靖國神社の宗教的行為その
他の行為が強制や不利益の付与を伴わ
ない限りは法的利益として認めること
ができない」とした。また、原告らの
主張する法的利益の侵害についても、
「宗教上の信仰の自由と同程度に被告
靖國神社が当然に有する信教の自由に
基づき自由になし得るものであり、他
者への強制や不利益をもたらすことは
想定できない」とし、原告らの「法的
利益が侵害されたとは認められない」
とした。

二 原告らの主張する、靖國神社が遺
族の同意なく戦没者を合祀し、原告ら
の戦没者を敬愛追慕する人格権を侵害
したのは、国が靖國神社に戦没者の氏
名等の個人情報を提供し続けたからで
あって、国は靖國神社と共同不法行為
を行い、同時に国の負担によって戦没
者の情報を提供したことは憲法第89条
に違反し、靖國神社に対するこのよう
な支援・協力行為は憲法第20条3項で
禁止されている宗教的活動に該当する
との主張に対し、「国の行為は、靖國
神社における合祀において、重要な要
素をなしていたと言えるものの、国は
靖國神社の合祀を支援するためだけに
戦没者情報を集めていたわけではなく、
一般的に調査回答業務の一環として、
靖國神社を含む様々な団体や個人に対

し調査・回答してきたのであり、合祀については、靖國神社が最終的に決定していたのである」とし、「合祀行為等に関し、国の行為に強制は認められない」とした。また、法的利益の侵害については、「靖國神社による合祀そ

東日本大震災における米軍の「トモダチ作戦」の原点

3月11日に発生した東日本大震災、その巨大津波に起因する東京電力福島第一原発の事故、その発生直後からの自衛隊災害派遣部隊の救難・救援活動とそれに呼応した日米同盟に基づく米軍の支援活動は実に目覚ましいものがあった。

米軍の支援活動について、『偕行』誌8月号は、次のように報じている。

「・・・米軍は緊急展開部隊として知られる在沖繩海兵隊の他、陸・海・空・海兵隊4軍2万余の勢力に、空母ドンラドレーガン、揚陸艦エセックス等艦艇、航空機や緊急物資を三陸沖や仙台空港に送り込み、実に見事な即応体制で同盟国としての絆の強さを標示した。その指揮官は当初在日米軍司令官であったが、間もなく太平洋艦隊司令官を長とするJTF519（統合部

隊）が進出してきた。この指揮官と指揮組織が統合幕僚監部に対して「日本のニーズは何でも聞く」という形で横田基地に位置して「オペレーション・トモダチ」を指揮した。日本側も陸将補を長とする「調整班」を横田に送り込むと共に統合幕僚監部（市ヶ谷）、統合任務部隊指揮所（仙台）に調整班を設置した。

アメリカが太平洋艦隊司令官ウオルシュ海軍大將を指揮官として送り込んだ意味は、日本支援を米国全体の支援態勢であること即ち日米同盟に基づく行動をとったということの意味し、日本の防衛態勢の空白化に乗じて離島を窺う行動を、力を誇示して強く封じる米国国家政策の表れであったと評価することが出来るのではないだろうか。

米国の支援は実際の活動においても非常に有効であった。先ず空挺隊員を仙台空港に降下させ、民間業者、陸上自衛隊と共に瓦礫除去に当たり、滑走路を使用可能な状態に戻したことであ

とした。

また、同様の内容の訴訟は、平成20年3月19日、金城実（彫刻家）ら5名が、靖國神社と国を相手として那覇地方裁判所に、精神的苦痛に対する損害賠償、霊魂簿、祭神簿及び祭神名票か

る。・・・着手後7時間で軍用輸送機C-130の着陸が可能となり、翌日には大型輸送機C-17の運用を可能にし、被災地仙台への大量の支援物資等の輸送を可能にした。

海兵隊の目覚ましい支援活動は、埠頭も連絡船も破壊された文字通り孤立した宮城県気仙沼大島で展開された。ここへ沖繩から不整地到着を本領とする海兵隊が上陸用舟艇とヘリコプターで上陸して、クリーンアップ作戦を実

施した。勇猛さで鳴らした精鋭部隊が丁寧な作業で瓦礫除去などを迅速に終了し、島民から大歓迎された。また、参加した将兵は、家族等が作った背負い袋（バックパック）に個人的なプレゼントを詰めたものを被災地の住民に進呈し、まさに任務に基づく行動以上の人間的な共感を示した。

また、仙石線沿線の瓦礫排除等の作業に海兵隊が協力し自衛隊と共に汗を流したことも特筆される事項である。機械力・機動力の発揮を得意とする米

らの原告に関係する戦没者名の抹消等を求めて提訴した「霊魂簿からの氏名抹消等請求訴訟」事件があり、目下同地方裁判所で審理中である。

（飯田正能記）

軍が手作業を主としなければならぬ作業に兵力を参加させたことは、同盟に基づく義務的な行動から更に一歩踏み込んだ行動ではないだろうか。これらの共同行動が円滑に行われたことは、平素からの共同訓練等の実績の積み上げがその基礎となっており、安全保障条約における相互の絆の強さを示したものと言うことができる」と。

右のような米軍による被災地救援活動が一段落した5月27日、日米両海軍の駐留基地でもある横須賀の三笠公園内にある記念艦「三笠」の艦内講堂において、「三笠」復元50周年記念式典が開催された。もとよりこの日は、日露戦争における日本の勝利を決定付けた日本海海戦大勝利の記念日である。式典並びに祝宴（メルキュールホテル横須賀において）は、財団法人三笠保存会の主催で行われたが、アルゼンチンやインドを始め各国の駐日大・公使館付き武官、米海軍や海上自衛隊の首脳、横須賀市長始め地方自治体、友



記念艦「三笠」



東郷平八郎元帥



チェスターW.ニミッツ元帥



米国海軍第7艦隊司令官ヴァン・バスカーク中将祝辞

好団体等の代表者、保存会会員等数百名が参加し、誠に盛大であった。
式典では、増田信行三笠保存会会長
の式辞に続いて、米海軍第7艦隊司令

官ヴァン・バスカーク中将、吉田横須賀市長、高嶋海上自衛隊横須賀地方総監らが祝辞を述べたが、中でも第7艦隊司令官ヴァン・バスカーク中将の祝

辞は非常に感銘深く拝聴した。

同司令官は、日本海海戦を世界の海軍戦史上最も重要な作戦の一

つと位置付け、記念艦「三笠」と東郷平八郎提督は、海洋国家にとっての海軍力の重要性、訓練、規律、自己犠牲、国家に対する義務の重要性といったものの象徴であり、重要な遺産である。このことは、これを認識し、信条として受け入れている米海軍と海上自衛隊との間の強い友情の絆に反映されている、と述べると共に、先の大戦中の米太平洋艦隊司令官ニミッツ提督が、東郷提督を師と仰ぎ、戦後荒廃していた記念艦「三笠」の復元に尽力したこと、更に1905年（明治38年）、聯合艦

隊解散に際しての東郷提督の訓示の一端に触れ、この教訓の真髓が、正に2カ月前に発生した東日本大震災の救援活動において、自衛隊と米軍の「トモダチ作戦」に反映し、困難な作戦を成功させることができ、今も東郷精神は生きているのだと認識した、と述べた。正に、「トモダチ作戦」の原点はここにあり、と認識させられた。非常に感銘深い祝辞であったので、後ろにその和訳の全文を掲載する。

（飯田正能記）

2011年5月27日 三笠復元50周年記念式典における

米国海軍第7艦隊司令官ヴァン・バスカーク(Van Buskirk)中将祝辞

増田三笠保存会会長、吉田横須賀市長、倉本自衛艦隊司令官、高嶋横須賀地方総監、ご来賓の皆様、こんにちは。

本日ここ三笠艦上に来られましたことは、正に得難い名誉なことであります。本日は、三笠が記念館として復元されて50周年、そしてまた、三笠が東郷平八郎提督の旗艦として海軍戦史上最も重要な作戦の一つである対馬海戦(日本においては日本海海戦として知られる)において活躍してから106回目の記念日にも当たります。

記念艦三笠と東郷提督は、「対馬の海戦」における一隻の軍艦、一人の英雄であることを超えたものを語り掛けており、両者は今日まで堅持されている力強い事柄の象徴と言えます。即ち海洋国家にとつての海軍力の重要な意義、訓練、規律、自己犠牲、国家に対する義務の重要さといったものの象徴であります。そしてこのことを認識し、信条として受け入れ、基盤としている米海軍と海上自衛隊の両海軍間における強い友情の絆に反映されていると言えます。

皆様の中にはチェスターW・ニミッツ提督が、自身を東郷提督の「弟子」と認識されていたことを知っておられると思います。そしてニミッツ提督は、東京の東郷神社に対する支援並びに50年前の三笠保存会の設立に重要な役割を果たしました。

日露戦争直後の1905年、海軍兵学校の少尉候補生であった時、日本を訪問したニミッツ提督は、東京での天皇陛下主催の園遊会において、東郷提督に会う機会を得ました。ニミッツ提督の東郷提督に対する当初の賞賛は、偉大な提督の決定的な勝利や日本海海戦において聯合艦隊の指揮に示された卓越したリーダーシップに起因するだけではなく、若い米海軍士官との交流を図った東郷提督の奥ゆかしさに対してもあります。それがニミッツ提督の心の中で、東郷提督を非常に優れたリーダーシップや素晴らしい知性を備えた尊敬すべき人物として固まっていたのであります。

ニミッツ提督は、その後再び東郷提督に会うことはありませんでしたが、この一度の出会いが、ニミッツ提督に消し難く深い東郷提督の印象を与えること

になりました。

1934年、東郷提督が薨去された時、海軍大佐となっていたニミッツ提督は、米国軍艦オーガスタの艦長として再び東京を訪問しました。ニミッツ提督は東郷提督の国葬に参列し、その後東郷家で実施された自宅葬にも出席いたしました。

1945年、日米間の戦争の終結に引き続き、ニミッツ提督は横須賀の三笠を訪問しました。ニミッツ提督は三笠を視察した時、栄光に満ちた東郷提督に会った時のこと、この傑出した海軍軍人に対する敬意、そして東郷提督の国葬に参加したこと等、数十年前のことを懐かしく思い起こしました。ニミッツ提督は三笠艦上に海兵隊の警備兵を配置させ、占領軍の水兵や海兵隊員による艦の破損や記念品の奪取を防止するよう命じました。

1957年、ニミッツ提督は日本の友人達から三笠が荒廃した状態にあり、ダンスホールやバーとして使用されていることを知らされ、日本の市民に対し、東郷提督による偉大な勝利が、日本と世界の海軍の遺産の中でどれほど重要であるかを喚起させる一文を雑誌文藝春秋に寄稿しました。そしてニミッツ提督は、三笠保存会が発足し、三笠の復元に動き出すための基金としてその記事の原稿料2万円(当時)を寄付したのであります。

当時の長沢海上幕僚長は、以下のように述べています。

「この度、貴官が我々日本人に示された心温まる友情に対し深甚なる敬意を表し、貴官による素晴らしい功績が日米両国間、なかならず両海軍間の絆を強固なものにしたことを申し上げます。」

ニミッツ提督によるこの率先垂範は、多くの日本人を動かし、三笠を元の姿に戻すために政府関係者から十分な基金を拠出させました。更に、米国の将兵に追加の基金を集めさせ、それらを三笠保存会に寄贈いたしました。また米海軍は、横須賀においてスクラップ処分される予定であった除籍済みの軍艦(LST)を寄贈し、その利益が復元の一部になりました。

これらの努力は、三笠が1961年5月27日に復元されたことで、実を結んだと言えます。三笠は今も日本海軍の力強いシンボルであるばかりでなく、日米の友情の証でもあります。

この友情こそが、本年3月大災害が東日本を襲い、被災した人々の救護、各

種支援に当たっている海上自衛隊をサポートする作戦を、第7艦隊が実施する契機になりました。

「オペレーション友達」において、また高嶋横須賀地方総監、倉本自衛艦隊司令官との相互行動を通じて、海上自衛隊隊員の困難な作戦を遂行する姿を間近に目にした時、東郷精神は生きているのだと認識いたしました。海上自衛隊の男女の隊員は、肉体的、精神的な重圧の中で、彼らは最善を尽くし、動揺することなく焦点を定め、任務の完遂に献身し、国民に対する義務を見事に果たしました。

1905年聯合艦隊解散に際し、東郷提督は、その訓示の中で、
「：武人の一生は：事有れば武力を発揮し、事無ければ之を修養し、終始一貫 其の本分を尽くさんのみ。」と述べておられます。

正に2カ月前、我々はこの教訓の真髓が、時を越えて生きている事をありありと目にいたしました。平時において訓練と業務を通じて実力を蓄えた海上自衛隊の男女の隊員の力こそが、今回の作戦において困難な任務の遂行を可能にしたのであります。そして定常的な交流と間断ないインターオペラビリティに蓄積された海上自衛隊と米海軍協力関係が、諸々の要求に呼応し、かくも効果的な共同作戦を可能としたものであります。

米海軍に勤務する我々一同は、三笠と東郷提督に示される遺産に接すること大いなる誇りとし、また日本とそして海上自衛隊との同盟を非常に誇りとしております。

【参考】 ○聯合艦隊解散の辞（東郷司令長官訓示・原文）

二十閏月ノ征戦已ニ往時ト過ギ我ガ聯合艦隊ハ今ヤ其ノ隊務ヲ結了シテ茲ニ解散スルコトトナレリ。然レドモ我等海軍軍人ノ責務ハ決シテ之ガ為メニ輕減セルモノニアラズ。此ノ戦役ノ収果ヲ永遠ニ全クシ、尚益々国運ノ隆昌ヲ扶持センニハ、時ノ平戦ヲ問ハズ、先ヅ外衝ニ立ツベキ海軍ガ常ニ其ノ武力ヲ海洋ニ保全シ、一朝緩急ニ応ズルノ覚悟アルヲ要ス。而シテ武力ナルモノハ艦船兵器等ノミニアラズシテ之ヲ活用スル無形ノ実力ニ在リ。百発百中ノ一砲能ク百

発一中ノ敵砲百門ニ對抗シ得ルヲ覚ラバ、我等軍人ハ主トシテ武力ヲ形而上ニ求メザルベカラズ。近ク我ガ海軍ノ勝利ヲ得タル所以モ、至尊ノ靈徳ニ頼ル所多シト雖モ、抑亦平素ノ練磨其ノ因ヲ成シ、果テ戦役ニ結ビタルモノニシテ、若シ既往ヲ以テ将来ヲ推ストキハ、征戦息ムト雖モ安ンジテ休憩ス可ラザルモノアルヲ覚ユ。惟フニ武人ノ一生ハ連綿不斷ノ戦争ニシテ、時ノ平戦ニ由リ其ノ責務ニ輕重アルノ理無シ、事有レバ武力ヲ發揮シ、事無ケレバ之ヲ修養シ、終始一貫其本分ヲ尽サンノミ。過去一年有半、彼ノ風濤ト戦ヒ、寒暑ニ抗シ、頑敵ト対シテ生死ノ間ニ出入セシコト、固ヨリ容易ノ業ナラザリシモ、觀ズレバ是レ亦長期ノ一大演習ニシテ、之ニ参加シ幾多啓発スルヲ得タル武人ノ幸福比スルニ物無シ。豈之ヲ征戦ノ勞苦トスルニ足ランヤ。苟モ武人ニシテ治平ニ儉安センカ、兵備ノ外觀巍然タルモ、宛モ沙上ノ樓閣ノ如ク暴風一過忽崩倒スルニ至ラン、苟ニ戒ムベキナリ。

昔者神功皇后三韓ヲ征服シ給ヒシ以来、韓国ハ四百年間我ガ統理ノ下ニアリシモ、一タビ海軍ノ廢類スルヤ忽チ之ヲ失ヒ、又近世ニ入リ徳川幕府治平ニ狃レテ兵備ヲ懈レバ挙国米艦數隻ノ應對ニ苦ミ、露艦亦千島樺太ヲ覬覦スルモ之ト抗争スルコト能ハザルニ至レリ。翻テ之ヲ西史ニ見ルニ、十九世紀ノ初メニ当リ、ナイル及ビトラファールガ一等ニ勝チタル英國海軍ハ、祖国ヲ泰山ノ安キニ置キタルノミナラズ、爾來後進相襲テ能ク其ノ武力ヲ保有シ世運ノ進歩ニ後レザリシカバ、今ニ至ル迄永ク其ノ国利ヲ擁護シ国權ヲ伸張スルヲ得タリ。蓋シ此ノ如キ古今東西ノ殷鑑ハ為政ノ然ラシムルモノアリシト雖モ、主トシテ武人ガ治ニ居テ乱ヲ忘レザルト否トニ基ケル自然ノ結果タラザルハ無シ。我等戦後ノ軍人ハ、深ク此等ノ実例ニ鑑ミ、既有ノ練磨ニ加フルニ戦役ノ実験ヲ以テシ、更ニ将来ノ進歩ヲ図リテ時勢ノ發展ニ後レザルヲ期セザル可ラズ。若シ夫レ常ニ聖諭ヲ奉体シテ孜々奮勵シ、実力ノ満ヲ持シテ放ツベキ時節ヲ待タバ、庶幾クバ以テ永遠ニ護國ノ大任ヲ全ウスルコトヲ得ン。神明ハ唯平素ノ鍛鍊ニ力メ、戦ハズシテ既ニ勝テル者ニ勝利ノ榮冠ヲ授クルト同時ニ、一勝ニ満足シテ治平ニ安ズル者ヨリ直ニ之ヲ褫フ、古人曰ク勝テ兜ノ緒ヲ締メヨト。

明治三十八年十二月二十一日

聯合艦隊司令長官 東郷 平八郎



表題は、当協議会の参加団体である「特定非営利活動法人JYMA日本青年遺骨収集団」(平成20年度に改名、ただし、登記上は「特定非営利活動法人ジェイワイエムエイ」と表示、英文表記は「Japan Youth Memorial Association」略称「NPO JYMA」)の機関紙(月刊)の題字であるが、その第137号(平成23年8月1日発行)によれば、昨平成23年度派遣第279次ロシア・イルクーツク州抑留中死亡者遺骨収容団に、同法人から2名の隊員が参加(平成23年6月26日～7月25日)したが、同派遣隊により、16柱の御遺骨を日本へお迎えすることができ、7月26日に、千鳥ヶ淵戦没者墓苑において遺骨引渡式が行われた。

また、5月20日～5月26日及び6月26日～7月4日の2次にわたって実施されたマリアナ諸島サイパン島の集団埋葬地調査自主派遣にも、理事長以下隊員3名を派遣し、NPO法人空援隊と共同で調査を行った。

更に、政府派遣の第281次モンゴ

ル・ノモンハン事件戦没者遺骨帰還派遣隊に、同法人の隊員3名(小田周拓殖大学四年生、山縣大樹獨協大学二年生、佐野研人國學院大学一年生)が参加(8月22日～9月6日)しており、既にモンゴルのスンベル村において16日間遺骨収集を行った結果、129柱の御遺骨をお迎えすることができたことと、現地から当協議会宛に、後掲のような絵葉書による便りを寄越された。

右の遺骨収容及び埋葬地調査にそれぞれ参加した隊員の、感銘深い報告記が掲載されているので、今回もご了承を得て、その一部を転載させていただきます。



ロシア・イルクーツク州から御遺骨帰還

【ロシア・イルクーツク派遣報告】 祖父の思い

多摩美術大学四年 坂本 衣紅

友人からの勧めでこの派遣を知った。JYMAという団体すら知らず、唐突の誘いに初めは戸惑った。締切りが明日まで。今、返事が欲しいとのことだった。学校もある、抑留について何も知らない、遺骨収集について何も知らない私なんかが行って役に立つのだろうか。正直、怖いという気持ちもあった。深く考える余裕もなく、参加を決めた。出発日まで抑留について調べ、体験社の方の話を伺った。教科書では教えてくれなかった事実には衝撃を受けた。



御遺骨引渡式

そして、久しぶりに祖父の元を訪ねた。私の祖父は戦争体験者である。戦争で片目を失い、義眼をしている。幼い頃に、義眼を取って洗っていたのを見た記憶がある。私はつい最近まで、それが夢だと思っていたのだが、改めて事実であることを確認した。祖父は戦争体験を多く語らない。2年前から足を悪くして寝込み、耳の聞こえも良くなかったので、会話をする機会も少なくなっていた。祖父にこの派遣を告げた時、いつもとは違う表情を見せたように感じた。派遣から帰ったらまた祖父のところに報告に行こう。そのためにも恥じない派遣にしようという心に決めた。

日本を出発し、3時間程でハバロフスク空港に着いた。作業場所はハバロフスクから更に2時間程飛び、そこから車で約2時間のイルクーツク州チェレンホーボ市というところだ。昼間は30度位になるが、夜は涼しく、今の時期は23時位まで日が沈まない。作業が始まって2日位は重機の調子が悪く、現地の作業員とスコップを使って手掘りの作業だった。午後、1・5メートル位の地点から、足の指の骨が見付かる。そこから全体像が見えるよう掘っていく。初めて人骨を目にした。想像していたよりも小さく感じた。ここに筋肉と脂肪がと皮膚が付いて人の膨ら

みがあることを実感した。

作業3日目は重機が復活し、ある程度の深さまで重機を使用した後、思い当たる部分を手作業で進めた。この日収集した御遺骨の内、1柱だけがモンゴロイドという判定を受けた。それ以外はヨーロッパアンであった。明日の作業でヨーロッパアンの御遺骨が出土するようであれば、作業は中止という決断が下された。日本人の墓地ではないかもしれない。その晩はとても複雑な気持ちになった。遺骨収集というこの事業に対して改めて考えた。それぞれの人の立場、文化や教育の受け方によっても私達が行っていることへの見解は異なるのであろう。

4日目、もう一度ロシア側が提供した資料と現場を照らし合わせて作業を進める。この日は14柱を収集し、2柱が保留、3柱がヨーロッパアン、9柱がモンゴロイドの鑑定を受けた。この結果から、日本人の墓地である可能性が高くなり、その後の作業実施が決まった。

5日目は雨のため中止。次の日は雨に濡れた土が重かったが、棺に埋葬された遺骨が立て続けに見付かる。中には焼骨後の遺骨も収集された。作業最終日、またも雨で作業が中止になる。鑑定人の再鑑定により、16柱の御遺骨を日本へお迎えすることとなった。作

業は終了。焼骨式の日は無事晴れて、予定通り決行された。炎天下、炎の周りで作業は暑く、体力が消耗された。昼は日本の即席ラーメンを食べる。久々の日本の味を懐かしく思った。

派遣期間中、多くの方と意見を交わ

したことは、私の中の既存の考えを変え、世界を大きく広げてくれた。戦争体験者、御遺族、非体験者である私、現地の人々、それぞれの思いがある。その思いを素直に語って交流することが、事実につながる第一歩だと感じた。



От кого _____

Откуда _____

Место для письменного сообщения _____

Индекс места назначения _____

Кому _____

Куда _____

Индекс места назначения _____

謹啓 貴方の御来日をお喜び申し上げます。
日頃よりJYMAを温かく見守っていただき、誠にありがとうございます。
この度平成23年7月11日から7月25日までの14日間、ロシアイルクーツク州において抑留中死と看做された御遺骨収集を行いました。
今回の派遣はJYMAの2人共参加ということで、慣れない点がありましたが、私達自身慰霊事業への意識より高まることができました。今派遣では、チェルノホボという場所でも16柱お迎えすることが出来ました。これもひとえに皆様方の温かいお力添えのおかげだと思っております。最後になりますがお体にはお気をつけください。ご愛顧くださいますよう隊員一同よりお祈り申し上げます。

特定非営利活動法人
JYMA 日精年遺骨回収団
第27期次 ロシアイルクーツク州
抑留中死と看做された御遺骨収集派遣隊 隊員 坂本衣紅 山極佑斗

ロシア・イルクーツク州からの便り

5月の集団埋葬地調査派遣に次いで、1カ月ぶりにサイパンの地でまた集団埋葬地調査を実施させて頂く機会を与えて頂いた。

集団埋葬地が、サイパン島タナバグビーチに存在するであろうことは、以前から予測されていた。しかし、前回は集団埋葬地が未確認のまま調査が終わってしまった。今回、2度目の調査に参加させて頂くことができたことで「今度こそは集団埋葬地を発見し、9月に御遺骨を日本へ帰したい」という使命感にも似た感情が高まり、意気込んで作業を実施することができた。

作業を行うことができた期間は、6月27日(月)から7月3日(日)までの丁度1週間であり、前回と同様に重機で溝を掘り下げて集団埋葬地を探索していく作業を行った。前回の調査時に御遺骨が発見された地点を図面上に記し、集団埋葬地の予測を立てながら重機の導入を行ったため、前回の調査と比較し、論理的な推測を基に搜索を

明日、祖父に会いに行く。祖父は何を語ってくれるだろうか。

【サイパン島遺骨調査自主派遣報告】

止められない風化

日本大学三年 笹原 千佳

行うことができた。また、現地考古学者による仕事も、距離測量のみから土壌調査まで記録事項が増え、計測のみでなく、土壌の色からも選別を行うようになった。

実際に地図上に前回の御遺骨が出た地点を印付け、その近辺の土地を掘り下げると明らかな土の色の変化が見られた。一般的な土壌は、表層部付近に有機物が多く色が濃く、地下に進むにつれて色が明るく粘土質に近くなっている。タナバグの土地でもこのような土壌が一般的で、特に地下部の粘土層はこの地に古くから住むチャモロ人が土器を作る際に使用したという上質なものであった。そのような中、集団埋葬地と仮定される溝の土壌は、表層部のみでなく、地下1 m程度の、通常では土の色が表層と比較して明るくなる地点で、黒い土壌が見受けられた。これは地下に有機物が存在し炭化した色である。つまり、集団埋葬地がここに存在していた可能性が濃厚であると考えられる。その証拠に、地下部が溝に炭化した溝に金属探知機を導入すると反応が激しく、多くの遺留品が発見された。

調査開始4日目に、集団埋葬地と思われる溝を発見することができた。前記のような集団埋葬地の可能性がある地点にフラッグを立てた結果が一行に

並んでいたことが発見の理由である。今回は、御遺骨を日本へ帰すこととはできないため、集団埋葬地全体を掘り出したわけではないが、海岸線沿いの約70 mの主軸から魚の骨状に溝を掘ったところ、同列上に大量の御遺骨と遺留品を発見することができた。御遺骨は風化が進み、1柱分の御遺骨が奇麗に出てくることはなかった。今回は収集を行っていないため、柱数は不明であるが最大で、1 m×10 m×2 m程度の溝から11柱程度が見付けられている。また、同溝から発見された遺留品は、ボタン、水筒、ヘルメット、薬の入れ物等が主であった。

南方であり、海岸線沿いであるタナバグは、その他の玉砕地と比較して風化がとても早いのだろう。そのような土地で日本兵の遺骨が残っていることが判っていないが、今まで収集ができなかったことが悔やまれてならない。既にサイパンの土となってしまうかとなつて日本へ帰すことが正しいのかどうか私には分からない。いっそ安らかにサイパンの地に帰してしまつた方がいいのではないかと一時的に考えた。それは、御遺骨のみを帰すという行為に疑問が生じるからである。

地下部に眠っていた炭化した土壌は

恐らく日本兵の身体だったのだろう。御遺骨と遺留品は日本へ帰すがその土には帰せない。もつとも、土まで帰すことになれば、切りがない作業なのであるが、もともと人間であった土と考えると、私には人間と自然の境界が分からない。もちろん、人間は自然の一部なのだけれど、慰霊や供養といった考えを持つことによって、他の自然とは区別が付いているような気もする。しかし、慰霊や供養に御遺骨が必要なのかと言えば、私にはそれがよく分からない。

今までは、過去があつたのだから今の私がいる、だからこそ、過去の事実を受け入れて後世に伝えるためにも遺骨収集を行いたいと思っており、今後は遺骨収集を通じて国際的な平和活動に展開していければ良いとビジョンを広げた考えを夢見たりしていた。しかし、今回のタンバグ集団埋葬地を発見し、その現実の風化の進行具合によって、現代の私達にできることは、遺骨収集では既になく、何か違ったものであるのかもしれない、と考えるようになった。

過去に戦争という事実があつたことは消えないが、過去からは月日が刻々と流れて行く。最後の1柱までできることならお迎えしたい御遺骨も地域によつては風化が進行して行く。そんな

中で、私達ができること、それは、慰霊事業の拡大や玉砕地との交流などに目を向けていくこと等、案を挙げ出せばまだまだ多くの意見が出てくるだろう。しかし、私自身も遺骨収集のプロフェッショナルでもないわけなのだから、学生の間にJYMAを通じて今後多くの遺骨収集・慰霊事業に参加していく必要がある。そして、将来にそこで得たものを繋げていくための新しい活動を作り出したい。

今回、現地で共に作業を行うことができた同世代のワーカー（現地人）の方と交流が持てた。このように、今後は国という枠にとられずに誰でも参加できる遺骨収集・慰霊事業ができれば良いと思う。私自身も、海外の遺骨収集や慰霊事業があるのであれば参加してみたいと思う。戦争という問題に国境があるため、シビアな問題に思われないと私は考えているからだ。

今回の調査では、JYMA、NPPO 法人空援隊、厚生労働省、現地のワーカーの共同で実施することができた。

また、今回はJYMAの自主派遣ということで、宿泊はローカルの家にホームステイをさせていただいた。多くの方々の御協力を頂いた今派遣に心より感謝を申し上げます。

有り難うございました。



mongolia

第281次モンゴル・ノモンハン事件戦没者 遺骨帰還派遣

謹啓 盛夏の候 ますますご健勝のこと
お慶び申し上げます。日頃よりJYMA
一同を温かく見守って頂き、誠にあり
がとうございます。このたび平成23年
8月22日～9月6日までの16日間モン
ゴルのスンベル村において遺骨収集を
行いました。
今派遣では129名お迎え出来ました。
これもひとえに皆様方の温かいお力
添えのおかげだと思っております。

最後になりますが、
お体に気をつけ
で自愛ください。

謹白

特定非常利法人

JYMA 日本青年遺骨収集団

第281次モンゴル・ノモンハン事件
遺骨帰還派遣隊

Turelj river basin, Tuv aimag, Central Mongolia

モンゴルからの便り

1 7月9日(土)、靖國神社におい
て、当協議会が参加団体と共に斎行し
た平成23年度「大東亜戦争全戦没者合
同慰霊祭」は、天候にも恵まれ、多く
の会員の皆様の御支援、御協力を得て
無事終了することができました。大勢
の皆様の御参列に心から感謝申し上げ
ます。今回も昨年同様全国津々浦々の
多くの会員の皆様から、在宅参拝の御
意向に添えて、玉串料及び御寄付をお
届け頂きました。戦没者慰霊に寄せる
皆様のお心を強く感じました。

御芳志誠に有り難うございました。

当日は、志摩篤偕行社理事長、夏川
和也水交会理事長、竹河内捷次つばさ
会会長、中條高德英霊にこたえる会会
長、森田次夫日本遺族会副会長始め多
くの御来賓に御参列いただき、盛会裡
に式典及び直会を実施することができ
ました。自衛隊からは、統合幕僚長代
理を始め陸・海・空各幕僚長代理にも
御参列いただきました。式典参列者は
174名、直会参加者は128名、在宅
参拝者は127名を数えました。ま

事務局からの報告等

一 平成23年度大東亜戦争全戦没 者合同慰霊祭の斎行

た、昨年に引き続き、世田谷区民吹奏
楽団及び世田谷コールエーデ合唱団の
御奉仕・御協力をいただきました。

なお、来年度の「大東亜戦争全戦没
者合同慰霊祭」は、平成24年7月7日
(土)に斎行の予定です。多くの皆様
の御参加をお願い申し上げます。

◇主催団体

- ・公益財団法人大東亜戦争全戦没者慰
霊団体協議会
(以下あいうえお順)
- ・公益財団法人海原会
- ・英霊にこたえる会
- ・エラブカ東京都人会
- ・公益財団法人偕行社
- ・鹿兒島偕行会
- ・神奈川県偕行会
- ・旧戦友連
- ・近畿偕行会
- ・熊本偕行会
- ・熊本歩兵第二二五聯隊戦友会(永代
会員)
- ・群馬偕行会
- ・興亜観音を守る会(永代会員)
- ・NPO法人国民保護協力会
- ・埼玉偕行会
- ・佐賀県偕行会
- ・NPO法人JYMA
- ・震洋会

- ・公益財団法人水交会
 - ・全国海洋戦没者伊良湖岬慰霊碑奉賛会（永代会員）
 - ・全国近歩一会（永代会員）
 - ・全国甲飛会（永代会員）
 - ・全国ソロモン会
 - ・全ビルマ会
 - ・ソ連強制抑留戦友会東京ヤゴタ会
 - ・公益財団法人太平洋戦争戦没者慰霊協会
 - ・筑後地区偕行会
 - ・公益財団法人千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会
 - ・つばさ会
 - ・東京都郷友会
 - ・東部ニューギニア戦友遺族会
 - ・特攻殉国の碑保存会
 - ・公益財団法人特攻隊戦没者慰霊顕彰会
 - ・豊橋歩兵第十八聯隊戦友会
 - ・姫路偕行会
 - ・福井県偕行会
 - ・宮崎県偕行会
 - ・山口県偕行会
 - ・予科練雄飛会
 - ・陸士第五十三期生会
 - ・陸士第五十七期同期生会
- 二 慰霊行事への参加及び協議会
参加団体の活動紹介

1 全国戦没者追悼式への参加

平成23年8月15日、日本武道館において、天皇、皇后両陛下御臨席の下、全国戦没者追悼式が催行されました。当協議会からは、山本会長以下3名が参加しました。

2 参加団体主催の慰霊祭

①（公財）特攻隊戦没者慰霊顕彰会主催の慰霊祭

平成23年9月23日（金・祝日―秋分の日）14時から、世田谷山観音寺（世田谷区下馬4―9―4）内「特攻観音堂」において「第60回特攻平和観音年次法要」が執り行われ、当協議会からは、柚木専務理事等2名が参加しました。

③ JYMAの遺骨収集活動

JYMA（日本青年遺骨収集団）では、平成23年度政府派遣第279次ロシア・イルクーツク州抑留中死亡者遺骨収容団に隊員2名を派遣し（6月26日―7月25日）、遺骨収集作業を行ったほか、サイパン島遺骨調査自主派遣をNPO法人空援隊と共同で実施しました（別掲）。

三 硫黄島遺骨帰還等事業への参画について

当協議会は、平成23年度実施予定の「硫黄島遺骨帰還等派遣費補助金」の

事業実施主体として選定されました。

これにより、当協議会は、政府派遣硫黄島遺骨帰還等事業に参加を希望する協力者の公募を行い、協力者の取りまとめ及び協力者へ支給される補助金の支払い等を行うこととなりました。

現在、偕行社はじめ関係諸団体に資料を提供して参加者を募り、参加希望者名簿を予め作成して今後の派遣に備えつつあります。

今後の派遣に際しては、国の派遣時期決定の都度、名簿に基づき参加希望者と個別調整し、派遣要員を選定する予定です。

会員の皆様におかれましては、この事業への参加を希望される方は、偕行社、水交会、つばさ会、隊友会、日本郷友連盟の各事務局、又は当協議会事務局に直接、お問い合わせください。

四 寄附金の税額控除について

この度、所得税法の一部改正法の施行により、租税特別措置法が改正され、一定の要件を満たした公益法人に寄附金を支出した場合、当該寄附金について、税額控除制度の適用を受けられることとなりました。

これまでは、個人が公益法人に寄附金を支出した場合、所得控除制度が適用されていました。新たな税額控除制

度では、所得控除制度に比べ、特に小口の寄附金支出者への減税効果が高いことが特徴です。この制度では、寄附金額を基礎に算出した控除額を、税率に関係なく、税額から直接控除できることとなります。

当協議会も、この制度による税額控除対象法人として認定されました。

したがって、当協議会が会員の皆様から頂く「年会費」及び一般的「寄附金」の合計金額が、この制度による「寄附金」とみなされ、別表の算式により算出された額が、所得税額から控除されることとなります。

ただし、寄附者がこの制度の適用を受けようとする場合、確定申告時に領収書及び証明書（当協議会が租税特別措置法等に定める要件を満たしている旨の証明）の写しを添付することが必要です。

本来ならば、年会費等をお振り込みいただいている皆様全員に領収書及び証明書を発行すべきところですが、そのための事務処理経費は著大なものがあり、経費節減上お許しいただき、当面、5000円以上の寄附金を頂いた方のみへの領収書送付処置とさせていただきます。しかし、毎年の確定申告をされており、今年の確定申告のためにこの領収書及び証明書（写

〔税額控除対象寄付金－2,000 円〕 × 40% = 控除対象額

(※1)

(※2)

※1 税額控除対象寄付金；税控除対象法人への寄附金額

※2 控除対象額；この金額が、所得税額から控除される

(例) 賛助会員で年会費 3,000 円納入の場合

(3,000 円－2,000 円) × 40% = 400 円

400 円が所得税額から控除されることになります

し)を御希望の方は、御遠慮なく電話等で事務局までお申し出ください。年末までに、年間の寄附金(年会費を含む)合計額の領収書及び証明書(写し)を送付させていただきます。

五 当協議会会報『慰霊』への御寄稿のお願い

正会員団体及び個人会員の皆様には、日頃、当協議会の活動に多大の御支援・御協力を賜り、心より感謝申し上げます。御承知のとおり、当協議会は会報『慰霊』を、原則として、年4回(1月、4月、7月、10月の各1日付け)発行しています。各団体及び会員の皆様の積極的な御寄稿をお願い申し上げます(投稿要領等は別掲のとおりです)。

平成23年度合同慰霊祭参列者及び寄附者名簿

(敬称略・あいうえお順)

赤木 衛	秋上 眞一	秋山 正隆	高橋 義洋	高久 薫	高崎啓一郎	竹之下和雄	青柳 恒司	赤梨 正人	阿久沢信吉
浅野 夏子	阿保 文敏	綾川 良清	田槽 雅之	辻 外文	内藤壽美子	富樫 利男	新井 郁男	新 忠信	井 湧 昭二
新井 光雄	飯田 正能	池邑 和彦	富田 定幸	内藤壽美子	中條 高德	石川 幸敬	石原 金三	市来 徹夫	
安藤 高規	石川不二夫	石橋 聰	中原千鶴子	中村 成男	夏川 和也	石川 幸敬	石原 金三	市来 徹夫	
石垣貴千代	磯田 健一	板垣 正	西 正昭	野口 清秀	野地 二見	今井五十二	井本 尚宏	岩田 睦	
伊集院雅英	市川 雄一	井戸 洋明	野中 正一	甘日出昭信	羽田 俊一	宇井 忠一	井本 尚宏	岩田 睦	
市岡 実	伊藤 千次	稲垣 雅子	林 建	原田 太郎	樋口 太	内田 十九	内山 正一	江川 保二	
伊藤 潔	茨木 治人	岩崎 高明	平岡 辰夫	平沼 義廣	広島 昭三	江口 浩	江名 武彦	海老原富美枝	
井上 達雄	上原 喜光	牛丸実奈子	広本 清政	藤田 一彌	藤川 竜馬	大岩 宗哲	大島輝之助	大塚 昌元	
上田次兵衛	梅木 一美	浦江 幸彦	藤田 幸生	堀江 博	細居 俊司	大吞 弘道	大徳 利武	萩原 健一	
内田益次郎	大澤 清	大田 弘樹	細谷 弘治	堀江 正夫	町田志都香	奥 正則	長田 亀一	尾関 基	
及川 信治									

平成23年度合同慰霊祭在宅参拝者及び寄附者名簿

(敬称略・あいうえお順)

大中福太郎	大徳 孝子	大徳 園井	町田 浩一	町田 速雄	松田清次郎
緒方 威	緒方 繁代	長田二三男	松田 純清	松本 幹	皆本 義博
小田 周	小田村四郎	小田原健児	宮澤作太郎	宮代喜美夫	深山 明敏
小野 泰彦	鴨尾 進	河野 一欣	三好 清子	椋田 幹雄	村上 敏雄
菊地 勝夫	菊地 正一	菊池 孝	森 可成	茂利 進	森 善治
小山内昭三	北迫 彩香	楠田誠一郎	森田 次夫	森田 勝市	矢吹 朗
久保 晶人	倉形 桃代	黒田 幸見	山際 崇之	山口 淨秀	山口 葵
小島 啓三	小林ちえみ	小松永秀一	山口 美朝	山中 亮	山本 卓真
此元志津範	齋須 重一	笹 幸恵	山本 隆之	柚木 文夫	横瀬 富一
笹原 千佳	佐藤 彰男	佐藤 恭弘	吉浦 健志	吉野秀一郎	寄木 正敏
佐藤 政博	佐藤 幸喜	佐藤 里奈	若木 利博	若松 重英	和才 誠
塩田 章	柴田 邦雄	志摩 篤	渡部 祐子		
島津 隆好	清水 昭俊	白石 一朗	世田谷コールエーデ合唱団員15名		
菅野 廉一	菅原 道熙	杉澤 英雄			
杉村 俊一	杉山 蕃	助村 隆典			
鈴木 隆春	瀬尾 昌平	関口 正孝			
高久 薫	高崎啓一郎	高橋 孝征			
高橋 義洋	竹河内捷次	竹之下和雄			
竹本 佳徳	田中 正和	谷尾 侃			
田槽 雅之	辻 外文	内藤壽美子			
富田 定幸	内藤壽美子	中條 高德			
中江 仁	長岡 正剛	石川 幸敬			
中原千鶴子	中村 成男	夏川 和也			
野口 清秀	野地 二見	今井五十二			
羽田 俊一	宇井 忠一	井本 尚宏			
樋口 太	内田 十九	内山 正一			
江口 浩	江名 武彦	海老原富美枝			
大岩 宗哲	大島輝之助	大塚 昌元			
大吞 弘道	大徳 利武	萩原 健一			
長田 亀一	尾関 基				

(以上174名)

小沼 愛 小野原 正 梶 澄子 安光 久夫 山崎 眞 古川 裕男
樺田 資孝 川崎 節彦 川野 周平 吉田 治正 若林 繁雄 渡邊 匡介
神戸 豊 菊地 智太 北村 信也 渡部 舟海
木本 太助 鯨井 優直 工藤 重民
久保 辰美 倉谷三男四郎 栗原 達夫
小池 勝夫 駒場剛太郎 近藤 正
齋藤悦太郎 坂下 邦弘 沢部 泰
清水 典郎 鈴木 至 鈴木 敏
揃田 秀 平 悟 高木 俊夫
田垣 幸三 高田 耕治 高谷 栄子
高根 和成 高橋吉三郎 滝脇 博之
武田 健策 田中 慶夫 谷 敬二
谷垣 尚 谷川 孝司 田沼 久佳
塚本 弘満 津覇 実雄 寺田富美雄
徳屋 豊彦 富永宮之助 百目鬼 清
長井 瑛浩 長坂 時男 中田惣一郎
中濱 範夫 中村 佳暉 長屋 恒久
中山 政孝 南雲 芳郎 西村 金造
根本 常示 野沢 利雄 野田 誠作
橋口 俊一 畠間 成允 早田 高彦
原田 義治 原田 初 彦坂 則夫
日高 誠 秀嶋 定 平居新市郎
平塚 久夫 広瀬 健三 福本梁之介
藤井 常男 布施木 昭 古嶋 福治
別所 末一 本田 尚士 牧 勝美
松田 幾郎 松永 太 松本栄三郎
松本 豊次 松本 和彦 松本 一二
丸原 功 宮田 和信 三好 達
森岡 正男 森園 安雄 守屋 廉造
門馬 秀行 八木セツ子 役山 明

(以上127名)

新入会員名簿 (敬称略)

(6月1日～8月31日)

【賛助会員】 (あいうえお順)

上原 喜光 影山 幸雄
杉村 俊一 松本 幹

会費納入のお願い

平成23年度の会費未納の方は、速やかに
お払い込みくださるようお願い申
上げます。

ご投稿についてのお願い

ご投稿に際しましては、次の点
にご留意くださるようお願いいた
します。

- 1 原稿は、手書き、ワープロ・
パソコン作成のいずれでも結構
ですが、なるべく縦書き、1段
17字詰めをお願いします。
- 2 記事の取捨選択、紙面の都合
等による一部割愛、修文等につ
いては、当協議会事務局にお任
せ願います。
- 3 慰霊祭、行事等の写真があり
ましたら、なるべく添付してく
ださい。
- 4 原稿、写真等は、原則として
お返しいたしません、必要の
場合は、その旨お書き添えくだ
さい。
- 5 会報・機関誌、投稿記事等の
送付先は、左記の当協議会事務
局宛としてください。

記

〒105-0014 東京都港区
芝2-5-19 TABEL4階

(公財)大東亜戦争全戦没者慰霊
団体協議会事務局

電話 03-5730-0421
FAX 03-5730-0422

当協議会会員ご入会のご案内

当協議会におきましては、慰霊
事業の永続をはかるため、なるべ
く多くの方々の会員ご加入をお待
ちしております。

皆様のご協力をお願い致します。

会員の区分と年会費は次のとお
りです。

一 賛助会員

(本会の趣旨に賛同する個人)
年会費 三〇〇〇円

二 賛助特別会員

(特別ご芳志の賛助会員)
年会費 五〇〇〇円

三 正会員

(本会の趣旨に賛同する慰霊目
的の法人)
年会費 一〇〇〇円

四 特別会員

(本会の趣旨に賛同する法人・
団体)
年会費 五〇〇〇円